

「令和6年度産直ECサイトを活用した生産者の販路拡大支援業務」に関する質問及び回答(R6.4.9受付分)

番号	質問概要	回答
1	<p>「委託仕様書」に関して 5 業務の内容 (1)送料割引等の施策の実施 【略】 ア 対象 原則、群馬県内にほ場のある県内生産者が出品した商品を対象とすること。 【略】 ウ 実施内容 県産農畜産物の特色を踏まえ、各月又はシーズン毎にキャンペーン期間を定めるなど、県内生産者の商品に注目が集まるよう実施内容を工夫し、県と協議の上、決定すること。</p> <hr/> <p>仕様書の「県内生産者が出品した商品」とはウの「県産農畜産物」に限定されるのか。 その場合、「県産農畜産物」の定義がもしどこかに書かれていれば教えてほしい。</p> <p>例)一次産品に限定されるか、加工品はOKか、その場合一部の材料が群馬県産であればOKか、一部の材料がOKでも水だけではダメ、など細かい規定があるか、等。 また、該当商品を仕入れて売っている事業者(生産者ではない)は対象ではないのか、等</p>	<p>令和6年度産直ECサイトを活用した生産者の販路拡大支援業務委託仕様書「5 業務の内容 (1)送料割引等の施策の実施」に記載のとおり、本業務は群馬県内生産者の商品の販売促進を図るためのものです。 よって、群馬県内生産者の生産物、及びその生産物を主原料とする加工食品であれば対象に含みますが、本業務の趣旨に則り、該当商品を仕入れて売っている事業者は対象外です。</p>
2	<p>提出する添付書類に捺印等は必要か。</p>	<p>捺印等は必要ありません。</p>
3	<p>企画ページへの誘導に運用型広告を利用した場合、広告の運用を外部に委託することは許容されるか。</p>	<p>業務の遂行上、必要のある場合は、事業者の責任の範囲において、業務の一部を第三者に委託することは可能です。 業務の一部を第三者に委託する場合は、企画提案書に内容記載し提出してください。</p>